

デジタル工事写真の小黑板情報電子化ガイドライン

令和8年3月
宇部市

1. 目的

本ガイドラインは、宇部市が発注する工事において、受発注者双方の業務効率化を目的として、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものに必要な事項を定める。

2. 対象

宇部市が所管する全ての工事の内、受注者から申し出があったものを対象とする。

3. 実施方法

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事着手前までに監督職員に使用機器を提示し、打合せを行うことでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

ただし、対象工事では、以下の4～8の全てを実施すること。

4. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準 3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

5. 対象機器の導入に係る費用

機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、共通仮設費の技術管理費（率分）に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等である。

6. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記4の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準 3. (2) 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

7. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」及び国土交通省が定める「デジタル写真管理情報基準」に準ずるが、上記6に示す小黑板情報の電子的記入については、「デジタル写真管理情報基準」で規定されている写真編集には該当しない。

8. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記6に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

（適用年月日）

このガイドラインは令和8年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用するものとする。